

公益財団法人メルコ学術振興財団 寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人メルコ学術振興財団（以下「本財団」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 本財団が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金
 - (3) 特別寄付金 広く一般社会に、本財団が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本財団は常時、寄付金を募ることができる。

(一般寄付金)

第3条 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を公益目的事業に使用し、残高を管理費に使用することができる。

(特定寄付金)

第4条 特定寄付金は、寄付者が特定した使途に使用するものとする。

(特別寄付金)

第5条 特別寄付金を募集するときは、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項等を説明した書面（以下「募金趣意書」という）について理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別寄付金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ホームページにおいて募金趣意書を公開し、これに賛同して寄付した者へは事後に交付することができる。
- 3 特別寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受領書等の送付)

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第7条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 法令に抵触するときのほか、本財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び本財団が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。

(2) 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第8条 本財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備え置き閲覧等の処置を講ずるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(附 則)

この規程は平成25年12月9日から施行する。